

■ 外国証券情報 ■

東海東京証券作成
作成日： 2020年11月12日
管理コード： W0645-2-202011

<1.発行者情報>

- (1) 発行者の名称： 株式会社三井住友フィナンシャルグループ
Sumitomo Mitsui Financial Group, Inc.
- (2) 発行者の本店所在地： 有価証券報告書をご参照ください
- (3) 発行者設立の準拠法、法的地位及び設立年： 日本法、株式会社、2002年
- (4) 決算期： 有価証券報告書をご参照ください
- (5) 事業の内容： 有価証券報告書をご参照ください
- (6) 経理の概要： 有価証券報告書をご参照ください
- (7) 保証を行なっている親会社に関する事項： 該当なし

<有価証券報告書の開示書類を閲覧するホームページ>

EDINET(Electronic Disclosure for Investors' NETwork)

『金融商品取引法に基づく有価証券報告書等の開示書類に関する電子開示システム』

URL: <http://disclosure.edinet-fsa.go.jp/>

<発行者またはこれに準ずるものにより公表されているホームページ>

URL: <https://www.smfg.co.jp/>

<2.証券情報>

- (1) 有価証券の種類及び名称： 株式会社三井住友フィナンシャルグループ発行
2030年9月23日満期 2.142%
米ドル建無担保社債(劣後特約および実質的破綻時債務免除特約付)
- (2) 発行地及び上場・非上場の区分： グローバル市場、ルクセンブルク証券取引所に上場
- (3) 発行日： 2020年9月23日
- (4) 発行額： 8億5,000万米ドル (2020年9月現在)
- (5) 利率及び利払金の決定方法： 年率2.142% (30/360,unadjusted)
- (6) 利払日： 初回2021年3月23日、以降毎年3月、9月の23日(年2回)
- (7) 償還期限： 2030年9月23日
- (8) 償還金額及び償還金の決定方法： 額面金額で満期償還。但し、以下の場合、発行者は金融庁の事前承認を含む規制要件に従い、本債券の全部を期限前償還することができる。
税務事由：発行者等にとって不利益となるような日本の税制改正や解釈の変更等があった場合。
資本事由：規制の変更等により、本債券が日本が定める自己資本規制比率算入基準でTier2資本として扱われなくなった場合。

実質的破綻時債務免除特約について
発行者に「実質的破綻事由」が発生した場合、当該事由が発生した日以降の元利金の支払いは行われない。「実質的破綻事由」とは、内閣総理大臣が発行者等に対して預金保険法126条の2で定義される特定第二号措置を講ずる必要がある旨の認定を行った場合を指す。
- (9) 受託会社又は預託機関： DTC、ユーロクリア、クリアストリーム
- (10) 担保又は保証に関する事項： 無担保、無保証
- (11) 他の債務との弁済順位の関係： 本債券は、株式会社三井住友フィナンシャルグループの一般債務に劣後し、同種の債務と同順位となる。また株式と永久劣後債務に優先する。
- (12) 発行、支払及び償還に係る準拠法： ニューヨーク州法

<3.証券情報等の提供又は公表に関する内閣府令第十五条第一項各号に掲げる場合に該当するときはその旨及びその内容>

該当なし

※本情報は、証券情報等の提供又は公表に関する内閣府令に従って作成されたものであり、当該証券に関する完全な情報が記載されているものではありません。